

第28回 下呂市上下水道運営委員会資料

令和5年1月24日
下呂市役所環境水道部上下水道課

上下水道料金改定の背景

水道施設の老朽化

最近、全国各地で水道管のトラブルが起きています。下呂市では幸い大規模なトラブルは起こっていませんが、小さなトラブルは毎月のように起きています。

そのトラブルの原因は老朽化によるものがほとんどですが、これまでは財政的な問題もあり、施設更新を積極的に進めてこなかったのも要因の一つです。また、財政的な問題は急激に進む人口減少に伴う料金収入減により益々大きな問題となり、更新速度を更に遅らせる原因にもなっています。

下水道施設の更新

下呂市の下水道施設は平成前半に整備され、現在は施設の維持管理が主体となっています。

下呂市では地理的状況や住家立地状況などから小さな処理区を多く整備してきましたが、小さな処理区は建設費用は割高なため借金も多く、また汚水処理効率も悪いため維持管理費も割高で、必要経費すら料金収入で賄えていません。

さらに今後、施設等の更新時期を迎えることとなりますが、人口減少による料金収入減が続くなか経営状況は益々悪化しています。

持続可能な上下水道に向けて

上下水道事業は、これまで料金収入で不足する経費は税金を投入していただき運営してきましたが、本来その税金は福祉や教育、道路、農林業、地域振興などに使われるための税金であり、これまで上下水道運営のためにそれらの施策が犠牲になっていた、と言っても過言ではありません。

これからは、なるべく税金に頼ることなく運営していかなければ、市の財政にも大きな影響を与え、引いては下呂市民の生活にも影響を与えることになります。

上下水道を持続可能なものとするため、また市民生活を守るために、上下水道料金の改定を行います。

上下水道料金改定について

水道料金改定(案)について、1月19日に政策会議に諮り、以下のように決定しました。
また、下水道料金改定(案)の内容変更についても諮り、以下のように決定しました。

【決定事項】

- ・水道料金については、上水、簡水料金を統一するとともに、料金収入総額で約5%増額改定する。
- ・水道料金統一に伴い、水道加入分担金を上水道の加入分担金に統一する。
- ・下水道料金については、前回決定内容の一部を下記のように変更する。
2段階に分けて改定→3段階に分けて改定。
大量使用者への配慮のための料金設定を追加。
- ・料金改定スケジュールは下記とする(※ただし、改定時期における経済情勢は考慮する)。
令和6年4月～ 水道料金、水道加入分担金統一
(水道施設の更新は喫緊の課題であり、改定(案)では安くなる方もいることから水道料金から改定します)
令和8年4月～ 下水道料金改定1段階目
令和10年4月～ 下水道料金改定2段階目
令和12年4月～ 下水道料金改定3段階目

【指示事項】

- ①大量使用者の料金抑制区分をよりきめ細かく設定すべきか運営委員会に諮ること。
- ②市民に説明するために、料金改定により上下水道料金の赤字補填が一部解消することで得られる市民生活上のメリット(設備の老朽化対策が図られる等)を簡潔に示すこと。
→今回の料金改定(案)で、減らすことのできる補填額は水道事業約3,000万円/年、下水道事業約2億円/年(3段階目終了時)。老朽化対策は当然ですが上下水道以外の施策に充当できる点を示していきたい。

水道使用料金改定にあたって

①水道料金の統一

水道は生活するうえで最低限かつ必須の設備であり、また公衆衛生の面からも市内全域に平均的なものを確保するという観点から、**水道料金は市内統一**する。

②使用料収入としての必要額の把握

上水道の内部留保資金の活用と、基準内繰入金以外に建設改良費の2割を一般会計負担として試算した結果、料金総額で**約5%増額**が必要と見込んでいる。

③料金統一に向けて

- ・上水道で採用している**口径別基本料金**を採用。

大口径の施設は一度に多くの水を使うことができ、小口径の施設と比べて水道施設への負担が大きいため、公平性の観点から基本料金に差をつけます。

- ・上水道、簡易水道および下水道でも採用している**基本水量は10m³／月に統一**。

基本水量以下の使用者は36%と多く、その割合は増加すると推測していますが、基本水量を減らす分は超過料金に転嫁されるため基本水量は現状のままとします。

- ・基本料金は現在の**上水道基本料金(φ13)付近を基準**に設定。

上水道の一般家庭の大幅値上げ回避と高齢独居など基本水量以下の方への配慮からφ13の基本料金は現在の下水道(φ13)基本料金付近を基準にした設定とします。

また、φ13以外の基本料金は他自治体と比べてもかなり高額なため、φ13の基本料金を基準に断面積比に準じた口径別基本料金を設定します。

- ・大量使用者(301m³／月以上)への配慮。

大量使用者の中には病院や高齢者施設の他、下呂市基幹産業施設が多数あることから安定経営に資するため、また、大量使用者の水道離れを避けるため、**301m³／月以上の超過料金は据え置き(110円／m³)**ます。

水道使用料金改定(案)

現在の水道使用料金(1ヶ月当たり)

区分	メーター 口径(mm)	基本水量 (m³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m³、税抜き)	使用水量ごとの水道料金(1ヶ月あたり、円、税込み)								
					10m³	20m³	50m³	100m³	150m³	300m³	1000m³	2000m³	5000m³
上水道	φ13	10	1,067	110	1,173	2,383	6,013	12,063	18,113	36,263	—	—	—
	φ20	20	3,200		3,520	3,520	7,150	13,200	19,250	37,400	122,100	—	—
	φ25	なし	5,629		7,401	8,611	12,241	18,291	24,341	42,491	127,191	248,191	—
	φ30		9,124		11,246	12,456	16,086	22,136	28,186	46,336	131,036	252,036	615,036
	φ40		17,086		20,004	21,214	24,844	30,894	36,944	55,094	139,794	260,794	623,794
	φ50		32,134		36,557	37,767	41,397	47,447	53,497	71,647	156,347	277,347	640,347
	φ75		87,572		97,539	98,749	102,379	108,429	114,479	132,629	217,329	338,329	701,329
簡水	規定なし	10	1,429	124	1,571	2,935	7,027	13,847	20,667	41,127	136,607	273,007	682,207



改定(令和6年4月検針分～)

※301m³以上の超過料金は110円/m³

区分	メーター 口径(mm)	基本水量 (m³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m³、税抜き)	使用水量ごとの水道料金(1ヶ月あたり、円、税込み)								
					10m³	20m³	50m³	100m³	150m³	300m³	1000m³	2000m³	5000m³
水道	φ13	10	1,000	155 ※	1,100	2,805	7,920	16,445	24,970	50,545	—	—	—
	φ20		2,400		2,640	4,345	9,460	17,985	26,510	52,085	136,785	—	—
	φ25		3,700		4,070	5,775	10,890	19,415	27,940	53,515	138,215	259,215	—
	φ30		5,300		5,830	7,535	12,650	21,175	29,700	55,275	139,975	260,975	623,975
	φ40		9,500		10,450	12,155	17,270	25,795	34,320	59,895	144,595	265,595	628,595
	φ50		14,800		16,280	17,985	23,100	31,625	40,150	65,725	150,425	271,425	634,425
	φ75		33,300		36,630	38,335	43,450	51,975	60,500	86,075	170,775	291,775	654,775

改定前後の比較(上水道区域)

※301m³以上の超過料金は110円/m³

区分	メーター 口径(mm)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m ³ 、税抜き)	使用水量ごとの水道料金(1ヶ月あたり、円、税込み)								
					10m ³	20m ³	50m ³	100m ³	150m ³	300m ³	1000m ³	2000m ³	5000m ³
水道	φ13	10	1,000	155 ※	-73	422	1,907	4,382	6,857	14,282	-	-	-
	φ20		2,400		-880	825	2,310	4,785	7,260	14,685	14,685	-	-
	φ25		3,700		-3,331	-2,836	-1,351	1,124	3,599	11,024	11,024	11,024	-
	φ30		5,300		-5,416	-4,921	-3,436	-961	1,514	8,939	8,939	8,939	8,939
	φ40		9,500		-9,554	-9,059	-7,574	-5,099	-2,624	4,801	4,801	4,801	4,801
	φ50		14,800		-20,277	-19,782	-18,297	-15,822	-13,347	-5,922	-5,922	-5,922	-5,922
	φ75		33,300		-60,909	-60,414	-58,929	-56,454	-53,979	-46,554	-46,554	-46,554	-46,554

改定前後の比較(簡易水道区域)

※301m³以上の超過料金は110円/m³

区分	メーター 口径(mm)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m ³ 、税抜き)	使用水量ごとの水道料金(1ヶ月あたり、円、税込み)								
					10m ³	20m ³	50m ³	100m ³	150m ³	300m ³	1000m ³	2000m ³	5000m ³
水道	φ13	10	1,000	155 ※	-471	-130	893	2,598	4,303	9,418	-	-	-
	φ20		2,400		1,069	1,410	2,433	4,138	5,843	10,958	178	-	-
	φ25		3,700		2,499	2,840	3,863	5,568	7,273	12,388	1,608	-13,792	-
	φ30		5,300		4,259	4,600	5,623	7,328	9,033	14,148	3,368	-12,032	-58,232
	φ40		9,500		8,879	9,220	10,243	11,948	13,653	18,768	7,988	-7,412	-53,612
	φ50		14,800		14,709	15,050	16,073	17,778	19,483	24,598	13,818	-1,582	-47,782
	φ75		33,300		35,059	35,400	36,423	38,128	39,833	44,948	34,168	18,768	-27,432

営農用水道料金改定(案)

現在の水道使用料金(1ヶ月当たり)

区分	メーター 口径(mm)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m ³ 、税抜き)	使用水量ごとの水道料金(1ヶ月あたり、円、税込み)								
					10m ³	20m ³	50m ³	100m ³	150m ³	300m ³	1000m ³	2000m ³	5000m ³
営農	規定なし	30	600	20	660	660	1,100	2,200	3,300	6,600	22,000	－	－

営農飲雑用水事業で整備した区域(10区域／24区域)に限られる。現在利用者は22件。



改定(令和6年4月検針分～)

区分	メーター 口径(mm)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m ³ 、税抜き)	使用水量ごとの水道料金(1ヶ月あたり、円、税込み)								
					10m ³	20m ³	50m ³	100m ³	150m ³	300m ³	1000m ³	2000m ³	5000m ³
営農	φ13	10	1,000	20	1,100	1,320	1,980	3,080	4,180	7,480	22,880	－	－
	φ20		2,400		2,640	2,860	3,520	4,620	5,720	9,020	24,420	－	－

基本水量、口径別基本料金を水道料金と統一。

改定前後の比較

区分	メーター 口径(mm)	基本水量 (m ³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m ³ 、税抜き)	使用水量ごとの水道料金(1ヶ月あたり、円、税込み)								
					10m ³	20m ³	50m ³	100m ³	150m ³	300m ³	1000m ³	2000m ³	5000m ³
営農	φ13	10	1,000	20	440	660	880	880	880	880	880	－	－
	φ20		2,400		1,980	2,200	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420	－	－

水道加入負担金(分担金)について

現在、新たに水道に接続される場合、個人で施工される工事費とは別に、下呂市に加入負担(分担)金を収めていただいています。これは、施設建設費用の世代間の公平を保つことと財源確保を目的としたものですが、同一敷地における取扱いや、所有者引っ越しに伴う取り扱いなど、その都度ごとに疑義が生じることがあります。また上水、簡水では大きな差があります。

使用者数の増加や移住定住策の一助に資するため、今回の水道料金統一を機に簡易水道の加入分担金は上水道の加入負担金に統一します。

○水道負担(分担)金額

(単位:円、税込み)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	65mm	75mm
上水道	22,000	55,000	99,000	154,000	308,000	561,000	1,210,000	1,540,000
簡易水道	220,000	242,000	330,000	396,000	693,000	924,000	—	1,650,000

・消費税率改定に伴う改定を除けば、上水道は旧下呂町時より変更なし、簡易水道は町村合併時に統一。

(参考)水道加入負担金(分担金)収入の推移

(単位:千円)

	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	6年間平均
上水道	2,136	1,345	475	348	495	308	851
簡易水道	9,094	8,065	7,597	8,080	10,428	9,570	8,806

下水道使用料金改定にあたって

- ・大幅改定に伴う措置について。

料金収入総額で50%程度の大幅改定であり、また水道料金の改定も実施するため、緩和策として2段階→**3段階**による改定とします。(水道料金改定を含めると4段階による改定)

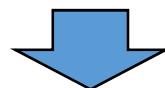
- ・大量使用者(301m³／月以上)への配慮。

大量使用者の中には病院や高齢者施設の他、下呂市基幹産業施設が多数あることから安定経営に資するため、また下水道は大量利用により効率的に処理できている面から、**301m³／月以上の超過料金は据え置きます。**

下水道使用料金改定(案)

現在の下水道使用料金(1ヶ月当たり)

基本水量 (m³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m³、税抜き)	使用水量ごとの下水道使金(1ヶ月あたり、円、税込み)								
			10m³	20m³	50m³	100m³	150m³	300m³	1000m³	2000m³	5000m³
10	1,715	143	1,886	3,459	8,178	16,043	23,908	47,503	157,613	314,913	786,813



改定1段階目(令和8年4月検針分～)

※301m³以上の超過料金は143円/m³

基本水量 (m³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m³、税抜き)	使用水量ごとの下水道使金(1ヶ月あたり、円、税込み)								
			10m³	20m³	50m³	100m³	150m³	300m³	1000m³	2000m³	5000m³
10	2,150	160 ※	2,365	4,125	9,405	18,205	27,005	53,405	163,515	320,815	792,715
増額(円)	435	17	479	666	1,227	2,162	3,097	5,902	5,902	5,902	5,902



改定2段階目(令和10年4月検針分～)

※301m³以上の超過料金は143円/m³

基本水量 (m³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m³、税抜き)	使用水量ごとの下水道使金(1ヶ月あたり、円、税込み)								
			10m³	20m³	50m³	100m³	150m³	300m³	1000m³	2000m³	5000m³
10	2,580	177 ※	2,838	4,785	10,626	20,361	30,096	59,301	169,411	326,711	798,611
増額(円)	430	17	473	660	1,221	2,156	3,091	5,896	5,896	5,896	5,896



改定3段階目(令和12年4月検針分～)

※301m³以上の超過料金は143円/m³

基本水量 (m³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m³、税抜き)	使用水量ごとの下水道使金(1ヶ月あたり、円、税込み)								
			10m³	20m³	50m³	100m³	150m³	300m³	1000m³	2000m³	5000m³
10	3,000	195 ※	3,300	5,445	11,880	22,605	33,330	65,505	175,615	332,915	804,815
増額(円)	420	18	462	660	1,254	2,244	3,234	6,204	6,204	6,204	6,204
現料金差	1,285	52	1,414	1,986	3,702	6,562	9,422	18,002	18,002	18,002	18,002
現料金比	1.75	1.36	1.75	1.57	1.45	1.41	1.39	1.38	1.11	1.06	1.02

合併処理浄化槽転換区域の料金措置について

現在、下水道から合併処理浄化槽への転換事業について地区説明会を進めていますが、下水道料金から合併処理浄化槽料金へ移行時の激変緩和のため、また転換事業を円滑に進めるために、合併処理浄化槽へ転換する区域に向け、下記の料金措置を講じます。

(表示金額は税抜き)

	現在	令和8年4月～(1段階目)	令和10年4月～(2段階目)	令和12年4月～(3段階目)
下水道区域	1,715円/月+ 超過料金143円/㎡	2,150円/月+ 超過料金160円/㎡	2,580円/月 +超過料金177円/㎡	3,000円/月 +超過料金195円/㎡
合併処理浄化槽へ 転換する区域	1,715円/月	2,150円/月	2,580円/月	合併処理浄化槽料金
	この間に合併処理浄化槽に切り替えた場合、下水道基本料金のみとする。			

下水道料金3段階目改定までの合併処理浄化槽維持管理費と下水道基本料金の差額は下呂市が負担します。

(参考)合併浄化槽維持管理費(税込み、年間費用。参考値)

5人槽 保守点検費17,490円、清掃費30,250円、法定検査費9,000円。計56,740円(設置初年度。以降は52,240円) ≒ **4,353円/月**

7人槽 保守点検費17,490円、清掃費32,604円、法定検査費9,000円。計59,094円(設置初年度。以降は54,594円) ≒ **4,549円/月**

10人槽 保守点検費17,490円、清掃費41,800円、法定検査費9,000円。計68,290円(設置初年度。以降は63,790円) ≒ **5,315円/月**

上下水道料金改定スケジュール(案)

※次回以降の開催日は予定月を記載。

上下水道運営委員会	市民への説明等
令和3年10月8日(金) 新委員による初会合。下呂市上下水道事業の概要説明。	
令和3年11月11日(木) 下水道事業の現状と課題説明。下水道使用料金改定の必要確認。	
令和4年4月22日(金) 下水道使用料算定について審議。	
令和4年5月20日(金) 下水道使用料改定について意見聞き取り。	案策定→6月政策会議
令和4年7月22日(金) 下水道使用料改定方針説明。 令和3年度決算、事業報告等。 水道事業の現状と課題説明。水道使用料改定の必要確認。	
令和4年8月30日(火) 水道使用料算定について審議。	9月定例会・下水道料金改定報告 9月定例会後・合併浄化槽転換事業説明会
令和4年10月20日(木) 水道使用料算定について審議。	10/25(小坂・大洞区)、10/27(萩原・尾崎1区)転換事業説明会
令和4年11月18日 水道使用料改定について意見聞き取り。	案策定→1月政策会議
令和5年1月24日 上下水道使用料改定方針等説明。	3月定例会・上下水道料金改定報告
説明会報告等を兼ねて適時開催	令和5年4月～ 上下水道使用料改定市民等説明会
※令和5年12月未定	12月定例会・上下水道料金改定条例上程
令和6年4月 水道使用料金、水道加入分担金統一	